

令和4年6月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和4年6月22日～23日

場 所 第3委員会室

令和4年6月22日(水曜日)

・新宮崎県体育館に係る指定管理者の指定について

午前9時58分開会

○閉会中の継続調査について

会議に付託された議案等

○議案

- ・議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- ・議案第2号 令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)
- ・議案第5号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ・議案第8号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

○請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・令和3年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書
- ・令和3年度宮崎県公営企業会計(電気事業)継続費繰越計算書
- ・令和3年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書

○その他報告事項

- ・県内における自然災害の現況と県警による災害対策について
- ・企業局ゼロカーボンPR事業の進捗状況について
- ・次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について

出席委員(7人)

委員 長	河野 哲也
副委員 長	佐藤 雅洋
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	日高 陽一
委員	田口 雄二
委員	冨師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	佐藤 隆司
警務部長	高橋 和成
警務部参事官兼 首席監察官	久留米 英樹
生活安全部長	三原 健
刑事部長	時任 和博
交通部長	日高 俊治
警備部長	河野 晃央
警務部参事官兼 会計課長	山崎 猛
警務部参事官兼 警務課長	迎 修二
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	井上 保志
総務課長	甲斐 義勝
少年課長	黒木 守
生活環境課長	田中 宏光
交通規制課長	澤田 信也
運転免許課長	柏田 智

企業局

企業局長	井手義哉
副局長(総括)	斎藤孝二
副局長(技術)	森秀彦
総務課長	斎藤郁宏
経営企画室長	小野一彦
工務管理課長	宮田晃尚
施設保全課長	松生晃
発電設備課長	日高誠
総合制御課長	丹山竜一郎

教育委員会

教育長	黒木淳一郎
副教育長	田村伸夫
教育次長 (教育政策担当)	児玉康裕
教育次長 (教育振興担当)	東宏太郎
教育政策課長	中尾慶一郎
財務福利課長	加塩美昭
育英資金室長	唐仁原博
高校教育課長	高橋哲郎
義務教育課長	佐々木孝弘
特別支援教育課長	横山貢一
教職員課長	中別府勇治
生涯学習課長	長尾岳彦
スポーツ振興課長	押川幸廣
競技力向上推進室長	岩切正義
文化財課長	長友由美子
人権同和教育課長	北林克彦
図書館長	小川雅彦
美術館副館長	木村幸久
総合博物館長	岩切喜郎

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明を求めます。

○佐藤警察本部長 警察本部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、その他の報告事項としまして、県内における自然災害の現況と県警による災害対策についてでございます。

それぞれ担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○河野委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了

した後にお願いいたします。

○高橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告を申し上げます。

令和4年6月県議会定例会提出報告書の4ページをお開きください。

今回、御報告させていただく警察における損害賠償事案は、4ページの上から2件目の交通事故及び上から4件目以降4件の合わせて5件の交通事故についてでございます。

それでは、1件目の交通事故について御説明を申し上げます。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、令和3年5月14日午後4時8分頃、宮崎市内の市道をスクーターを運転して警ら中、側道から国道に流入する際、一時停止後に右後方の通行状況を確認して発進したところ、前方の相手方車両がまだ発進しておらず停止中であつたため、自車前部を相手方車両リアバンパーに衝突させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の前方向不注意の過失によるもので、相手方に過失はございません。

この事故で、相手方は頸椎、腰椎捻挫のけがありましたので、治療費や慰謝料、休業損害として142万8,248円を県警の自賠責保険と任意保険から支出をしております。

物件損害につきましては、車両の修理費として12万円を県警の任意保険から支出をしております。

公用車については、修理が必要な損傷はございませんでした。

次の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、西都警察署の警察官が、令和3年9月10日午後0時53分頃、西都市内の駐車場において、単独で捜査用車を運転

して駐車をする際、駐車場に浄化槽の蓋が半分欠落した状態の穴があることを認識したのですが、目測を誤り、残り半分の蓋の上をタイヤで通過したため、その蓋を損傷させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員のハンドル操作不適の過失によるもので、相手方の過失はございません。

相手方浄化槽の蓋の修理費として16万7,200円を、県警の任意保険から支出をしております。

公用車については、跳ね返った蓋で損傷したフロントバンパー等の修理費として7万6,692円を県費から支出をしております。

次の交通事故について御説明を申し上げます。

この事故につきましては、特別機動警察隊の警察官が、令和3年11月12日午後8時46分頃、宮崎市内の駐車場において、単独で捜査用車を運転し、後退して駐車場から路上に出る際、後方の安全確認に気を取られ、無人駐車中であつた相手方車両のフロントバンパーに自車のフロントバンパーを接触させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の前方向安全不確認の過失によるもので、相手方に過失はございません。

相手方車両の修理費として12万340円を、県警の任意保険から支出をしております。

公用車については、修理費として4万8,884円を県費から支出をしております。

次の交通事故について説明を申し上げます。

この事故につきましては、串間警察署の事務職員が、令和3年11月30日午前11時12分頃、串間警察署の駐車場において、自車を駐車し降車しようとした際、ドアが突風にあおられて開放し、右側に駐車していた相手方車両の助手席側ドアに接触したものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の予測不適の過失によるもので、相手方に過失はございません。

相手方の車両の修理費として3万8,500円を、県警の任意保険から支出をしております。

公用車についての修理が必要な損傷はございませんでした。

最後の交通事故について御説明を申し上げます。

この事故について、都城警察署の警察官が、令和3年12月1日午後0時16分頃、都城市内の国道において、同乗者を乗せてパトカーを運転し、現場に緊急走行で臨場中、交差点手前で一時停止すると、右側片側2車線の道路の第1通行帯の車両が停止したので、交差点に進入して右折を開始したところ、第2通行帯を直進してきた相手方車両のフロントバンパーと自車右フロントバンパーが出会い頭に衝突をしたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の他の交通に対する安全不確認、相手方の緊急自動車の優先妨害の過失によるもので、過失の割合は、県側20%、相手方80%の過失割合になっております。

損害賠償は物件損害のみで、県側が負担する5万6,998円を県警の任意保険から支払っております。

また、公用車については、修理費のうち7万8,819円を、県費から支出をしております。

以上が今回の損害賠償事案5件となります。

今回報告させていただいた交通事故につきましては、基本的な安全確認を怠った事故で、県民の信頼を損なうような事故ばかりでございますが、このことを職員一人一人に再認識させるべく、事故発生状況の分析結果による資料を発

出し、その資料を活用した各所属幹部による指導教養を随時行うとともに、運転技能講習会を開催して、交通事故を起こした職員に実技指導を行うなどの交通事故防止対策を気を引き締め取り組んでいるところでございます。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

続きまして、報告事項、令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

お手元の令和4年6月県議会定例会提出報告書の17ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして予算の繰越しの御承認をいただき、令和4年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づいての報告でございます。

警察本部の繰越明許費は、(款)警察費(項)警察活動費、事業名、交通安全施設整備事業、翌年度の繰越額1億6,107万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、国土交通省が所管する、東九州自動車道の工事状況に伴い、可変標識設置工事が実施できなかったもの、国の補正事業に伴う工事で、工事期間の確保が難しく実施できなかったものなどの理由で予算を繰り越したものでございます。

○河野委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありますか。

○函師委員 交通事故の損賠賠償についての確認なんですけれども、警察車両の修理に関しては、県費から支出をしておりますという御説明でしたが、これは車両保険を掛けると保険料がかなり割高になるので、警察車両については、以前から県費対応でしょうか。車両保険を掛けた場合のシミュレーションとかをした上で判断

されていれば教えてください。

○山崎会計課長 対物保険等については入っているんですけども、車両損傷に伴う修理につきましては、保険料が上がったりすることなどを勘案し、県費で対応しているところがございます。

ちなみに、令和3年度の修理代は、大体300万円でございます。

○函師委員 細かい確認で申し訳ありませんが、例えば全警察車両に車両保険を掛けた場合は、年間の保険料が大体どれぐらいになるので、そこら辺のバランスを考えて、車両保険は掛けていないということが分かる数字があれば概算でかまいませんので教えてください。

○山崎会計課長 対物100万円の任意保険に入っております。相手方の保険会社との話合いで決まった賠償額が100万円を上回った場合には、上回った部分を県費で対応しております。

シミュレーションはやっておりません。ケース・バイ・ケースで、かかった修理代と保険での支払いを勘案しながら、場合によっては相手側の保険との兼ね合いもありますので、それと相殺しながら県費で対応しているところがございます。どちらが安くつくかを見てですね。

○日高交通部長 私は昨年度、監察官だったのでお答えしますが、全ての警察車両が対人対物保険に入っています。県費で対応するものについて、警察車両が例えば10万円の損害を受けた場合、相手方と警察の過失割合が10対ゼロであれば、相手方の保険から10万円が支払われるんですけども、それが8対2とかであれば、相手方の保険からは8万円しか支払われないので、不足する2万円は県費で対応するということです。

○函師委員 警察車両が損害を受けて修理をす

る場合には、車両保険は効かないんですか。県費というのは、保険対応した分の金額を言われているのか。警察車両を修理する場合には保険は使わず、県費で修理代を支払っているのでしょうか。そういうのを聞きたかったんです。

○山崎会計課長 公用車が損傷したときに対応してもらおう車両保険については、保険に入る費用と修理額を勘案し、入っておりません。そのため、相手に対して損害を与えたときの損害は保険で支払いますが、公用車が損傷した場合には、県費で修理代を支払っております。

○函師委員 車両保険料を掛ける方が高くつくのでということ、最初の説明のとおりですね。分かりました。

○徳重委員 今回、交通事故の報告が幾つかありましたが、警察のほうが高過失割合が高い事案が複数あったようでございます。年間を通して警察車両の事故というのはあるわけですが、相手方と警察の過失割合が、8対2とか9対1のような割合ならまだ理解はできます。警察車両の事故のうち、相手方より警察のほうが高過失割合が高かった事案の割合を教えてください。

○久留米首席監察官 令和3年は、公用車による交通事故が全部で85件発生しております。そのうち警察のほうが高過失割合が高い事故が75件で、相手側のほうが高過失割合が高い事故が10件となっております。令和3年に損害賠償事案となった事故は16件ございまして、その内訳につきましては、県側の過失割合が100、相手側がゼロの事故が12件、県側が90、相手側が10の事故が1件、県側が70、相手側が30の事故が1件、県側が20、相手側が80の事故が2件となっております。

○徳重委員 警察のほうが高過失割合が高かった事故は75件ということですが、あまりにも多い

などと思います。指導しなければならない立場の警察のほうが過失割合が高いというのは、職員のモラルというか、意識というか、そういったものが欠けているんじゃないかなという気がしてならないところです。その点、トップとして本部長はどうお考えなのかをお聞きしておきたいと思います。

○佐藤警察本部長 その点については、委員のおっしゃるとおり、私たちが気をつけていけば防げた事故が多かったという意味で反省しております。そういった事故を1件でも少なくするように指導してまいりたいと考えております。

○徳重委員 怠慢運転、てげてげ運転をすることでこういう事故になってしまうわけですから、運転者に注意力が足りなかったということはよく分かります。人間というのは、連続して事故を起こすことが多いんです。悪いときには重なるようなこともあるわけですが、警察官で交通事故を起こす人は、初めての人が多いのか、それとも何回か事故を起こす人が多いのか、調べていらっしゃれば、その割合を教えてください。

○久留米首席監察官 それぞれの事故の回数については、統計を取っているものではないんですけども、中には2回目とか3回目とか、事故を起こした職員も確かにおります。

○徳重委員 ぜひ、事故を起こさないように、最善の努力をしてほしいし、こうして県民が注視してるんだということを、しっかり伝えてほしいなということをお願いしておきたいと思います。

○河野委員長 関連で質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了

した後にお願いいたします。

○河野警備部長 それでは、県内における自然災害の現況と県警による災害対策につきまして御報告させていただきます。

近年の災害は、地球温暖化に伴う気候変動により、激甚化、頻発化の傾向にあると言われ、全国各地で大規模な水害や土砂災害などが発生をしておりますが、本県も例外ではなく、毎年のように、豪雨や台風による被害が発生しているところです。

そこで、まず、県内における自然災害の現況につきまして、近年の主な災害の中で、発生が多い(1)の風水害から順に説明をいたします。

昨年9月の災害については、台風14号と九州南部に停滞した前線の影響によりまして、南部平野部を中心に局地的な大雨となったことから、日南市では記録的短時間大雨情報が発表され、また宮崎市の青島地区や木花地区では、最も危険度の高い警戒レベル5の緊急安全確保が発令をされました。

こうした中、宮崎市の内海地区においては、資料の写真にありますとおり、大規模な土砂崩れが発生し、国道や鉄道が不通となったほか、付近の山沿いに所在する集落の一部が一時孤立状態となりました。

次に、7月に発生した災害については、活発化した梅雨前線の影響から、九州南部の山沿いを中心に記録的な大雨を観測しており、小林市では最大1時間降水量が78.5ミリメートルで气象台の観測史上1位になるとともに、えびの市では大雨特別警報が発表され、市内全域に県内初の緊急安全確保が発令されました。

この大雨により、各地で土砂崩れや冠水被害などが発生をしております。

この2件の災害については、幸いにして人的

被害の発生はありませんでしたが、令和2年9月には台風10号の接近に伴う大雨により椎葉村において大規模な土砂災害が発生し、残念ながら1名が御遺体で発見され、さらには、3名がいまだ行方不明という痛ましい災害となりました。

県警としましては、これらの災害に対して、気象警報の発表と同時に警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置し、情報収集や行方不明者の捜索などの災害警備活動に従事いたしました。

特に、令和2年の椎葉村における土砂災害については、大阪府警の広域緊急援助隊も加わり、大規模な捜索活動などが展開されたところであり、昨年9月には、これらの活動に対する功労が認められ、椎葉村消防団とともに、本県警察も防災功労者として内閣総理大臣表彰を受賞したところでもあります。

資料にあります写真は、実際の現場を撮影したもので、内海地区の被災状況は警察ヘリ、えびの市の冠水状況は県警所有のドローンにより撮影したものであります。

なお、広域緊急援助隊とは、阪神淡路大震災警備の教訓を踏まえ、国内での大規模災害発生時に都道府県の枠を越えて広域的に即応することを目的に、本県を含め、全国警察に編成されている部隊であります。

次に、(2)の地震、津波についてですが、近年、本県におきましては、アに示すとおり、日向灘沖を震源とする地震のうち、震度5弱以上を記録したものが令和に入って既に2件発生しているところであり、今後も予断を許さない状況にあると考えております。

具体的には、資料にありますとおり、本年1月に延岡市と高千穂町で最大震度5強、令和元

年の5月には宮崎市と都城市で最大震度5弱を観測しており、県警としましても、速やかに警備体制を構築し、情報収集や沿岸地域からの避難の呼びかけなどに従事したところであり、幸い、これらの地震による大きな被害はありませんでした。

イの津波に関しては、本年1月、トンガ諸島付近の海底火山で発生した大規模噴火に伴う津波注意報が発表されましたが、本県におきましては、潮位の変化が見られたのみで、大きな被害は発生しておりません。

令和に入って以降の県内における自然災害の現況は以上であります。今後は、(3)に挙げております大規模災害が、本県で発生することが懸念されております。

特に、アの南海トラフ地震、津波災害については、宮崎県が令和2年3月、同地震の中でも特に規模の大きな南海トラフ巨大地震の被害想定を公表しておりまして、その内容は、最大震度7から震度5弱と、県全体で大きな揺れを観測する見込みで、被害規模は、全体で死者数約1万5,000人、家屋倒壊数約8万棟と甚大な被害が想定されているところです。

その他、イの霧島山の噴火災害については、昨年3月、これまで警戒を要するとされてきた御鉢、新燃岳、硫黄山の3つの火山に大幡池が追加されたことや、本年3月には、新燃岳の噴火警戒レベルが2に上昇していることもあり、火山活動についても、注視しておく必要があると考えております。

次に、2の県警による災害対策につきまして説明いたします。

県警では、さきに説明しました県内における災害に加え、全国で発生した過去の大規模災害発生時の警察措置における教訓を生かして、様

々な災害対策への取組を進めておりますが、今回はその中で主なものを紹介したいと思います。

まず初めに、(1)の災害対策に資する体制及び装備資機材の整備についてですが、災害対策に資する体制の整備としましては、東日本大震災や熊本地震の発生日が、いずれも危機管理体制が構築されていない定期異動前後であったことにより、災害に対処する警察措置に大きな混乱が生じたという教訓を踏まえ、初動対処に間隙を生じさせないよう、春の定期異動後、速やかに、広域緊急援助隊をはじめとした各種部隊の編成や本部及び各警察署の警備本部要員を指定して、初動態勢の確立を図っております。

また、装備資機材の整備については、阪神淡路大震災の発災直後、被災地を管轄する警察署員が、地域住民から次々と助けを求められているながら、装備資機材の不足により、現場周辺の廃材や住民から借りたのこぎり、なたなどを使用して救助活動を行わざるを得なかったという教訓を踏まえ、本県で発生する災害の特性を考慮しながら、毎年度、新規または更新により整備を進めているところであります。

しかしながら、配備した装備資機材は、いかなる場面においても、常に使用できるよう、万全の状態を維持する必要があります。

そのため、本部の担当者が、年度当初に各警察署を回り、保有する装備資機材の現物確認を実施した上で、平素からの点検、整備を徹底するよう指導をしているところです。

次に、(2)の実戦的な災害警備訓練の実施についてですが、部隊の対処能力向上を図るため、様々な災害事象を想定した実戦的訓練を行っております。

特に、アの大規模災害対応総合警備訓練については、南海トラフ巨大地震と大規模な津波被災

の発生を想定して、警察本部のほぼ全ての所属と県下13警察署に加え、宮崎市消防局も参加した大規模なものとなりました。

午前中は地震発生を想定し、実際に災害警備本部を設置した上で、図上訓練形式により、被害規模の把握や部隊指揮を行いながら、発災初期の警察活動と各自の役割を確認しました。

また、同時間帯に各警察署が実施した災害警備訓練について、警備本部からリモートによる視察を行いました。

午後には、広域緊急援助隊をはじめとした警察部隊と宮崎市消防局が合同で、被災者の捜索、現地警備本部の設置、救出救助活動など、様々な訓練を実施しており、訓練状況は多くのマスコミが報道したところであります。

2枚目上部にあります写真は、当時の訓練状況となります。

また、本年に入ってから、写真にありますとおり、5月には西都警察署の施設が浸水被害により機能不全に陥った場面を想定し、代替施設として協定を締結している西都原考古博物館に警察機能を移転する災害時拠点設置訓練、6月からは、各署の災害警備訓練に対する機動隊の巡回指導を順次、実施しております。

今後、対処能力の維持、向上のため、災害警備訓練を継続・反復してまいります。

次に、(3)の住民に対する防災講和、防災指導の実施についてです。

住民に早期避難や自助、共助の重要性を意識づけるため、住民が集う会合や来日外国人の研修会などを利用した防災講話、地域警察官が行う巡回連絡などを通じた防災指導などを積極的に推進し、住民の避難意識の醸成に努めてまいります。

次に、(4)の警察ヘリにおける広域運用につ

いてですが、災害対応における警察ヘリの役割としては、部隊の投入が困難な場所における上空からの救出救助活動だけでなく、平成30年北海道胆振東部地震の際、道外から派遣された警察ヘリ複数機により切れ目のない被災状況把握、捜索活動などを実施したことが、生存者8人の発見、救助につながったという好事例を受けまして、タイムリーかつ正確な被害情報の把握・共有のために、上空からの広範囲な情報収集、映像配信が可能な警察ヘリの役割が、重要度を増しております。

そのため、県警ヘリだけでなく、全国の警察ヘリによる迅速かつ円滑な相互運用、いわゆる広域運用についても積極的な活用を図っていくこととしております。

次に、(5)の関係機関との緊密な連携についてですが、日頃から、県をはじめ、各自治体、消防、自衛隊などとの緊密な連携を図りながら、情報共有と共同訓練の計画的な実施を進めるとともに、県主催で開催される総合防災訓練をはじめとした各種訓練にも積極的に参加しているところであります。

昨年6月には、小林警察署とえびの警察署、自衛隊、消防などが合同で救出救助訓練を実施しており、災害現場における相互の連携方法について確認することができ、大きな成果を得たと考えております。

また、九州管区内の各県警相互においても、九州管区警察局の主催で広域緊急援助隊の合同訓練を実施するなど、緊密な連携を図っております。

最後に、3の災害対策の充実強化事業につきまして説明いたします。

この事業は、防災・減災対策に資する取組に活用するための経費として計上したものであり

まして、主な内容について資料に沿って説明します。

まず、(1)の災害対策装備資機材の整備についてですが、災害による家屋の倒壊や土砂流出による被災者の生き埋め現場など、悲惨な現場に対応する警察部隊が、迅速かつ効果的な人命救助活動を実施し、また、安全性の高い装備の使用により、被災者や部隊員などの二次被害防止を図るためには、適切な装備資機材の整備を図る必要があります。

加えて、阪神淡路大震災以降、本格的に配備が進められてきた装備資機材の一部は、経年劣化による動作不良などのおそれがあるため、更新の必要性が生じているところであります。

そのため、危険度の高い災害現場における安全性、機能性を考慮して、整備する装備資機材を選定し、実際に使用する警備部隊や警察署の担当などの意見を反映させながら、新規配置や更新の計画を策定しております。

資料の写真に示しているのは、令和2年度から令和4年度の3か年で整備を進めた装備資機材の一部であります。

写真の左から、倒木や倒壊家屋の壁などを切断するためのチェーンソー、倒壊した標識柱などを切断するためのエンジンカッター、災害警備の現場拠点となる現地本部用の簡易テントとなります。

次に、(2)の災害用非常食の整備についてですが、大規模災害発生時、連日連夜にわたり、救出救助活動などに従事する広域緊急援助隊などの警察部隊や、被災情報の収集、関係機関との連絡、被災地における警戒など、各種警察活動に従事する警察職員は、本部または警察署を拠点として自宅に帰ることなく、その任務に追われることとなるため、必要な範囲で非常食を

備蓄しております。

現状、確保している非常食の範囲としましては、県内外の現場の最前線で活動する広域緊急援助隊など、主要な警察部隊については、警察庁の指針に基づき7日から9日間、その他の本部及び警察署の警察職員については3日間を備蓄しており、毎年度、消費期限の満了に合わせて不足分を充当し、必要数を維持しているところであります。

次に、(3)の防災気象情報の収集に係る各種システムの整備についてですが、近年、ゲリラ雷雨や短時間強雨が多発している現状を踏まえ、多くの予測に関する気象データを収集し、気象の急激な変化をいち早く察知することにより、迅速な初動対処に資することを目的として、ウェザーニュースから提供される専門性の高い気象情報の収集用端末を、災害対策を担当する警備第二課、機動隊、そして県下13警察署に配備しております。

これらの事業をはじめ、様々な形で、適正かつ安全な災害対応に資するため、計画的かつ効果的な予算執行に努めているところであります。

以上が、資料に基づく説明となりますが、最後に、大規模災害発生時に警察が行う災害対応としましては、救出救助活動のみならず、検視・身元確認、各種交通対策、避難所での相談対応、被災地の警戒・警ら活動など、多岐にわたります。

これらの業務に迅速、的確に対応するためには、まず、平時において有事を考え、先行的な対策を講じていくことが極めて重要であります。

今後も過去の教訓を生かしながら、万全の災害対策を講じてまいりたいと考えております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○井本委員 警察の災害対応の守備範囲というのは、どのくらいまで行うのでしょうか。基本的には、消防とかが災害対策などをやるところじゃないかと思っているんだけど、警察として黙って見てるわけにはいかんということで、恐らく一緒になって災害を防ごうということをやっているのでしょうか、災害対応の守備範囲というのはお互いに決まっているわけですか。どんなふうになっているのでしょうか。

○河野警備部長 警察法に警察の責務として、個人の生命、身体、財産の保護ということが定められております。警察官は、この警察法や警察官職務執行法に基づき、職務を遂行することになります。

委員の言われる警察の災害対応の守備範囲ということになりますと、警察法や警察官職務執行法には、災害警備活動の云々といった具体的な規定はありません。災害関係法令を包括する災害対策基本法に基づき、県が作成する宮崎県地域防災計画の中に、防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱というのが示されておりまして、その中で県警の実施責任の一つとして、被災者の救出及び負傷者などの救護に関することといったようなことが明記されております。

○井本委員 消防団や行政が対応する範囲は、恐らく法律に規定されていると思うんです。防災、あるいは災害が起きないように対策を行うのは行政で、警察の主たる業務は、災害が発生した後についてどうするかというところではないでしょうか。その辺の境目はどうなっているのかなというのを聞いているわけです。恐らくお互いの業務は重複しているんでしょうけれども、そんなときに、どこかが中心になって、あ

なたはこっちを対応しなさいと指示しないと、組織的にうまく機能しないのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

○河野警備部長 委員がおっしゃるように、各機関が連携しながらといいますか、そういった対応を常日頃から心がけておるところであり、県の防災訓練とかを通じて、一緒に訓練をしながら連携、情報共有等を図っているところです。

先ほど私は、地域防災計画のお話をしましたが、この計画の中には宮崎県警察本部の役割として、災害予防ですとか、災害の応急対策等について18項目、例えば、先ほど申しました救出救助の関係ですとか、そういった警察の役割というのは示されているところでございます。

○井本委員 もう一つ、よろしいですか。警察の主たる業務は、犯罪予防とか、犯罪を取り締まることなどで、災害対応というものはある意味、警察の例外的な仕事じゃないのかなという気がするんだけど、警察が災害時に出動するのは世界的にも見ても普通なんですか。アメリカなんか同じなんですか。アメリカなんかは、火事、火災などが発生した際には、消防団などが中心になって、一生懸命対応されてますよね。火事、火災の現場に警察が出動していたかなと私は思うもんだから、日本だけ例外で、警察も一緒になって対応しているのか。はたまた世界的にもそんなことをやっているのか。そうならば恐らく警察は消防などをバックアップするような補助的な業務を担当するのだろうなという気がします。

○河野警備部長 警察の災害対応は補助的というようなことはございません。先ほど申しましたように、警察法2条に基づきまして、警察の責務の一つとして災害警備活動は実施しているところでございまして、補助的という表現には

当たらないのかなと思います。大規模災害が発生しますと、県の危機管理局等をはじめ警察…

○河野委員長 警備部長、質問の趣旨と答弁が違うような気がします。

○佐藤警察本部長 補足して説明いたします。

諸外国でどうなっているかは、手元に材料がありませんので分からないんですけども、原則の話で言いますと、私の知る限りでは、歴史的な経緯として、警察は個人の生命、身体、財産など何でも助けるために対応してきました。その中の一つに災害対応がありまして、委員がおっしゃるとおり、災害が起こったとき、起こりかけてから、起こって一番大変なときに助けに行くというようなことを、警察は一生懸命行ってきたというのが歴史的な経緯としてあり、今でもそれが続いているということです。

委員がおっしゃるとおり、消防も自衛隊も出動している現場で混乱し、ばらばらに対応するというようなことがないよう、一緒に連携して対応するために、現在、各地で共同訓練を実施しております。現場では、指揮所というのを設けて、警察の代表、消防の代表、自衛隊の代表が集まって、あなたのところはここを掘ってとか、助けに行つてとか役割分担を先に決めてから、各地区に人員を配置して対応するという形になっております。

なので、それぞれの組織が同じ現場を一生懸命対応するようなことなく、分担して対応できるように、日頃から訓練に努めているところでございます。

○井本委員 分かりました。

○徳重委員 今の質問に関連することかと思うんですけども、災害が起きた場合には、県の危機管理局を中心に、いろんな情報を発信しな

がら、警察など、皆さんが集まってきて対応していくわけです。自衛隊も災害派遣隊を編成して、必ず出ていくというような形になっておるようです。

そこで、出動しても、どこから手をつけていいのか、災害の場合は最初は想像できないわけですが、県の危機管理局が総指揮官になるんですか。それともほかの誰かが指示して、現場での行動に移るわけですか。

○河野警備部長 県の危機管理局に県の災害対策本部ができて、ここに県、警察、消防、自衛隊等が集まって対策本部ができます。そして、現場が発生しますと、対策本部で各機関の役割分担を決めます。令和2年に椎葉村で発生した土砂災害などの大規模な災害現場であれば、警察、広域緊急援助隊、消防団などが集まり、警察の場合は広域緊急援助隊、機動隊が中心のメンバーでしたけれども、そこの指揮官が中心になるなりして、警備活動を実施するということです。

そして、椎葉村の例でいきますと、その現場に現地指揮本部が立ち上がりますので、そこで各機関が情報共有、連携しながら対応するというところでございます。

○徳重委員 災害は風水害、土砂崩れ、あるいは台風、地震、いろんなケースがあるので、災害現場も様々だと思うんです。そのような中で、指示命令をするのは非常に難しいと思っておりますが、行政もさることながら、消防団とか警察とか自衛隊とかが中心となって、災害復旧、災害を早急に終息させるための努力をしていかなきゃならないわけです。そのためには、協議会などでの話合いや、いろんな災害を想定した訓練などを年に何回か実施していないと、なかなか対応が難しいんじゃないかなと思います。

今まで災害がたくさん発生しているわけだから、その情報が蓄積されているわけです。こういう災害の場合には、この機関が中心になって対応するなど、いろんな想定をした話合いがされているものかどうか。そのときそのときで、単体で出動して災害支援、災害救助をしていくんだというようなことではいけないんじゃないかなと思います。様々な災害を想定した訓練、話合いがされているのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

○佐藤警察本部長 日本は、いろんな災害が起きる災害大国ですから、国では総理大臣をトップとする災害対策本部みたいなものを開き、平素から毎年集まって、国は内閣府とかが担当になると思うんですけども、災害の種類ごとに、どのように対応をするかという確認を行っております。

それが都道府県に下りますと、毎年、知事をトップとした災害の会合が開催されまして、詳細は説明できませんけれども、関係部局が集まって、こういう災害が起きたらどうするみたいなことを行っているものと考えております。

特に東日本大震災が起きてからは、宮崎でも津波や大地震が起こるぞということで一層力を入れて取り組んでおります。県の危機管理局が1万5,000人亡くなるといった想定をしているわけなんですけれども、各機関が集まって、そういう場合は連携しましょうというのを、起こる前から確認し合っております。

なので、いざそういう災害が起こった際には、こういうところに集まって、こういった分担をしてということ、ある程度想定しながら訓練もやってございますし、想定してすり合わせはしているということで考えていただければと思います。

○徳重委員 結構です。

○佐藤副委員長 大変お忙しい中、幹部の皆さん、丁寧に御説明いただいてありがとうございます。

椎葉村で令和2年に起きた土砂災害では、亡くなられた方が1名発見されましたけれども、現在も3名が行方不明ということであります。この行方不明者は、今は全然捜さないということなのでしょう。東日本大震災の行方不明者はいまだに捜したりしています。

東日本大震災の場合は、捜索場所が海などもあってかなり広範囲なので、捜索も非常に難しいのかなと思うんですけども、椎葉村の場合は、災害が起きた場所からダムまでの間の川ということで大体想定できるわけじゃないですか。

文明が進んでも、捜索する機械とか技術的なものは全くないわけですか。スコップで掘るとかしかかないという状況なんですか。川沿いということで、地下深くまで埋まってるとかそういうことではないと思うのですが、捜索する機械は、いまだにないということなのでしょう。1点はそれと、捜索はやらないということになっているのか、その2点を教えてください。

○河野警備部長 椎葉村の事案の対応につきましては、現在のところは通常の警察活動を通じて情報収集に努めているところでございます。管轄の日向警察署のパトカーによる通常勤務を通じて、捜索とかをやっております。ただ新たな機械を設けて捜索をするといったところまでは、今のところ考えておりませんでした。また委員の御意見等も考慮しながら、そういった機械を設けるのも必要なことかなと考えております。

○佐藤副委員長 もう一点、資機材、レーダーなり、そういうものはいまだ開発されてないと、

可能性もないということでしょうか。

○河野警備部長 そういった資機材は、残念ながら今のところ、整備されていないといったところでございます。

○佐藤副委員長 分かりました。

○河野委員長 以上をもちまして、警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時2分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等について、企業局長に概要説明を求めます。

○井手企業局長 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

さきの常任委員会県内調査におきましては、河野委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、酒谷発電所及び祝子発電所を御調査いただき、誠にありがとうございました。

企業局といたしましては、引き続き職員一丸となって、健全経営に努めてまいりますので、今後も御指導、御助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

本日御審議いただく事項につきまして、お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は、提出議案1件、提出報告書3件、その他報告事項1件の計5件につきまして御説明をさせていただきます。

まず、Iの令和4年6月県議会定例会提出議

案であります。

議案第2号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」につきましては、国の令和4年度当初予算を受け、県土整備部が実施する多目的ダム改良工事の企業局負担分である共同施設負担金の増額を行うものであります。

次に、Ⅱの令和4年6月県議会定例会提出報告書であります。目次にあります、令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書のほか、2件の繰越案件の報告を行います。

これらは、予算に計上しておりました経費のうち、令和4年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により、御報告をするものであります。

次のⅢのその他報告事項でございますが、本年度実施しております、企業局ゼロカーボンPR事業の進捗状況につきまして、御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長及び室長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○河野委員長 次に、議案等についての説明を行います。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○齋藤総務課長 補正予算の概要について御説明します。

資料の1ページを御覧ください。

議案第2号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

1の補正の理由であります。国の令和4年度当初予算を受け、県土整備部において、多目的ダム改良工事の増額補正を行うこととしてお

りますことから、企業局においてその費用の一部を負担しております電気事業会計の共同施設負担金を増額するものであります。

2の補正額であります。

今回の工事は、建設改良費に関するものでありますので、資本的収入及び支出に係る補正になります。

表の太枠の資本的支出Bの欄を御覧ください。

補正予定額は699万6,000円、全額が建設改良費であります。

この結果、電気事業の資本的支出の合計は、太枠の計にありますとおり、31億1,943万1,000円となります。

表の一番下の資本的収入から資本的支出を引いた収支残は、30億3,881万6,000円の収支不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

令和4年度の補正予算に係る説明は以上であります。

よろしく御審議のほどお願いします。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○徳重委員 30億3,881万6,000円の赤字になるわけですが、補填金、保有金は、今どれだけ残っているのか教えてください。

○井手企業局長 建設改良工事につきましては、今後、老朽化した発電設備等の更新を考えなければならないということで、必要額はあろうかと思っております。

建設改良の積立金、もしくは損益勘定留保資金を合わせますと、およそ170億以上の留保があると見ております。

したがって、今後の改良につきましては、今の資金の中で補填していくものと考えており

ます。

○徳重委員 かなり年数がたっておりますので、大型の改良工事が行われていくと思いますが、170億円の範囲内で実施できると理解してよろしいでしょうか。

○井手企業局長 御挨拶でも申し上げましたように、健全経営に努めるということを第一義としておりますので、この範囲の中で、年間の収支を見比べながら、留保金を使いながら、設備の更新と新たな投資をしていくものと考えております。

○徳重委員 よろしく願いしておきます。

○齋藤総務課長 企業局長が170億円と申し上げましたけれども、そのうち、先ほど申し上げた損益勘定留保資金の分に関しましては、2年度末で121億円でございます。その内数ということで御理解ください。

○徳重委員 分かりました。

○河野委員長 よろしいですか。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○齋藤総務課長 本議会に提出しております報告事項について御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

このページから6ページまでは、令和4年6月県議会定例会提出報告書のうち、企業局の所管部分を抜粋したものを掲載しております。

委員会資料を御覧ください。2ページからになります。

企業局の報告事項は3件ございますが、いずれも、令和3年度宮崎県公営企業会計に係る予算の繰越しに関するものでありまして、地方公営企業法第26条及び地方公営企業法施行令第18条の2の規定に基づき御報告するものであります。

2ページを御覧ください。報告事項の1件目

であります。

令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書について御説明いたします。

こちらには、電気事業の資本的支出の建設改良費の繰越額について記載をしております。

御覧の2つの事業で繰越しを行い、表の左から6番目になりますが、翌年度繰越額の計の欄にありますとおり、7億402万3,043円の繰越しを行ったところであります。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載しておりますが、事業主体であります県土整備部において事業が繰り越されたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により機器の製作に日時を要したことによるものであります。

3ページを御覧ください。

こちらには、電気事業の事故繰越額について記載しております。

御覧の2つの事業で繰越しを行い、表の左から6番目の翌年度繰越額の計の欄にありますとおり、3億4,512万157円の繰越しを行ったところであります。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載しておりますが、事業主体であります県土整備部において事業が繰り越されたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により機器の製作に日時を要したことによるものであります。

4ページをお開きください。

報告事項の2件目であります、令和3年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書について御説明します。

継続費につきましては、各事業年度の支出予定額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合には、その額を継続年度

が終了するまで通次繰越しして使用することができることとされております。

こちらの4ページには、電気事業の継続費のうち事業費の営業費用に係る通次繰越しについて記載をしております。

営業費用では、御覧の2つの工事において、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計にありますとおり、2億5,165万5,078円を翌年度に通次繰越いたしました。

5ページを御覧ください。

こちらは、電気事業の継続費のうち資本的支出の建設改良費に係る通次繰越しについて記載をしております。

建設改良費におきましては、御覧の4つの事業を繰り越しまして、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計にありますとおり、15億6,539万8,693円を翌年度に通次繰越しました。

6ページをお開きください。

報告事項の3件目であります、令和3年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書について御説明します。

こちらは、工業用水道事業の継続費のうち資本的支出の建設改良費に係る通次繰越しについて記載をしております。

建設改良費におきましては、御覧の1つの事業を繰り越しまして、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計にありますとおり、349万8,000円を翌年度に通次繰越しました。

報告事項に関する説明は以上であります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんか。

○徳重委員 この繰越しの理由の中で、新型コロナウイルス感染症による影響ということは、

結局材料が入らなかったと理解してもよろしいですか。

○松生施設保全課長 材料が入らなかったということであります。

○徳重委員 分かりました。

○図師委員 資料の2ページと3ページについて、不用額が発生しているというのは、執行した部分に対しての不用額ということで、これは繰越しの対象にはならないのでしょうか。

○齋藤総務課長 不用額の分は繰越しにはならない部分であります。

○図師委員 不用の理由を教えてください。

○齋藤総務課長 まず、2ページの分です。ダム施設整備事業の不用額約3,157万3,000円につきましては、この事業は、事業の一部が国庫で、国の交付金を受けて、県土整備部が実施しますが、国の内示額が見込みを下回ったこと等によるもので、企業局の負担額も減少したということになるものであります。

3ページのダム施設整備事業につきまして、こちらにつきましては、多目的ダムは、企業局の負担割合が決まっております、負担割合の多いところと少ないところがございます。企業局の負担割合が低いダムの工事が結果的に多くなったということで、企業局の負担額が減少したということであります。

○河野委員長 よろしいですか。

○図師委員 分かりました。

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○小野経営企画室長 企業局ゼロカーボンPR事業の進捗状況について御報告いたします。

委員会資料の7ページを御覧ください。

1の事業の内容であります。県が第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトに掲げる2050年ゼロカーボン社会づくりに合わせて、

(1)の昨年度作成したロゴマーク等を活用したPRや(2)のEV(電気自動車)導入による啓発活動を行うものであります。

このうち、ロゴマーク等を活用したPRについては、外部委託することとしておりまして、6月6日に事業者向け説明会を開催し、4者の参加申込みがあったところで、7月上旬に委託業者を選定する予定としております。

一方、EV導入による啓発活動については、2のEV導入についてにありますとおり、(1)入札の経緯として、6月6日に、全長4.95メートル以下、全幅1.86メートル以下、全高1.80メートル以下、最低地上高175ミリメートル以上、外部給電可能、航続距離450キロメートル以上などを主な仕様として、入札公告を行いました。しかしながら、6月17日の期限までに入札参加申込みを行う業者が1者もなく、入札不調となったところです。

(2)の入札不調の理由としましては、入札不調後、改めて入札参加の申込みを検討されていた業者にその理由を確認したところ、以前からの半導体不足に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルスによる中国でのロックダウンの影響で、当初の予定とは異なり、納品に1年以上かかる見込みになったためとのことでした。

3の今後のスケジュールですが、7月に改めて納期を延長した形で入札公告を行い、8月に入札及び契約締結を実施。来年10月に納品見込みとしております。

このように、令和4年度の新規事業として議事に認めていただいた事業のうち、EV導入に

よる啓発活動につきましては、本年度内に事業完了できる見込みが低いことから、あらかじめ御報告させていただくものであります。

その他報告事項は以上であります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 その他で何かございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後1時1分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等について、教育長に概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、御説明をさせていただきます前におわびを申し上げます。

6月20日月曜日に、高原町公立学校の臨時的任用講師が窃盗の容疑で逮捕されるという事案が発生いたしました。教職員の服務規律の重視につきましては、これまでも繰り返し指導を行ってきたところではありますが、児童生徒の模範となるべき教職員が逮捕されるという、今回の事案の発生によりまして、県議会の皆様をはじめ、県民の皆様方の信頼を損なうことになりましたこと、深くおわび申し上げます。

今後、県教育委員会といたしましては、事実関係を詳細に確認した上で、適正に対処していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

目次でございますが、今回御審議いただきます議案は、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」、議案第5号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の3つであります。

次に、報告事項といたしまして、令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書、令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

さらに、その他報告事項といたしまして、次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について、また、新宮崎県体育館に係る指定管理者の指定についての2つを御報告させていただきます。

それでは、予算議案について御説明いたします。

常任委員会資料の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

表に太線で囲んでありますところが3か所ございますが、その一番上の一般会計の合計の欄を御覧ください。

今回、2,101万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き関係課長等が説明いたし

ますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○河野委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中尾教育政策課長 教育政策課でございます。

令和4年度6月補正歳出予算説明資料の93ページをお開きください。

教育政策課の補正予算額は、左から2列目の補正額欄にありますとおり、499万4,000円の増額をお願いしております。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

95ページをお開きください。

(事項)教育情報化推進費、1の新規事業、情報モラル教育推進事業であります。事業内容につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。授業における1人1台端末の活用が進むとともに、スマートフォンやSNSが子供たちに急速に普及する中で、安全に情報を活用するための知識・技能などの育成が必要となっております。

そこで、情報社会において、意識すべきことや課題等について、児童生徒が自ら考え解決できる力を身につけるように、情報モラル教育の研究と実践を行うものです。

2の事業の概要を御覧ください。

予算額は499万4,000円で、財源は全額国庫であります。

事業内容につきまして、3ページを御覧ください。

本事業は、上段、中段、下段に示しておりま

す3つの内容で構成しております。

まず、上段の推進体制の構築であります。

専門家や中核となる教員等で構成する戦略会議を設置し、推進計画の検討や事業の評価・検証を行うとともに、本県の教育DX全般に対し、助言・提案を行うこととしております。

次に、中段の地域ぐるみの情報モラル教育の研究と実践であります。

国富町をモデル地域に指定し、学校における情報モラル教育に関する授業公開や、小中高が連携した情報モラル講座、保護者向け研修会等を行うものであります。

最後に、生徒対象の情報モラル講座の開催でございます。

各県立高校の代表生徒を対象とした情報モラル基礎講座を年3回開催し、戦略会議のメンバーを講師とした講演会やワークショップ、生徒による実践発表等を行うものであります。

2ページへお戻りください。

3の事業効果といたしましては、1人1台端末環境に対応した情報モラル教育の充実、ICT機器の適切な利活用を推進することができるほか、モデル地域の取組を普及させることで、教職員のICT活用指導力を高めるとともに、自ら考え解決する児童生徒の情報モラルの育成を図ることができると考えているところであります。

○高橋高校教育課長 高校教育課でございます。

歳出予算説明資料の97ページをお願いいたします。

高校教育課の補正予算額は、1,602万2,000円の増額をお願いしております。

それでは、その内容について御説明いたします。

99ページをお開きください。

左端一番下の段の(事項)学力向上推進費につきまして、下の説明欄に3つの事業を上げております。

1のIT教育環境整備事業につきまして127万4,000円を計上しております。

補正の内容としましては、現在、学校において、高校1年生が、1人1台端末の環境となり、多数の端末が校内ネットワークに接続することとなるため、同時接続に伴うネットワークのサポート対応のために増額を行うものであります。

次に、2の県立学校「教育の情報化」基盤整備事業につきまして、924万7,000円を計上しております。

補正の内容としましては、ネットワーク環境の増強と機器整備を行い、県立学校の教育の情報化を推進していくために増額を行うものであります。

なお、ただいま説明いたしました2事業につきましては、いずれも、国庫補助の採択を受け増額補正するものであります。

最後に、3の新規事業、多様な学びを推進する普通科支援事業につきまして、550万1,000円を計上しております。

こちらは常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の事業の目的・背景ですが、近年、普通科におきましては、多様な能力・適正、興味・関心等に応じた学びの実現が求められております。

そこで、本県の普通科の中で、先進的に地域社会に関する学びに取り組んできた飯野高等学校において、多様な学びをさらに推進する研究に取り組むものであります。

2の事業概要ですが、予算額は550万1,000円で、財源は全額国庫、事業期間は令和4年度から令和6年度の3年間です。

事業内容は、国の事業に準じ、大きく2つになります。1つ目は、特色・魅力あるカリキュラム及び教育方法の開発です。

具体的には、5ページのポンチ絵上段にありますように、地域をフィールドに、行政や企業等と実践を必須とした探究学習を実施し、地域課題の分析やITスキル、プレゼン力の資質・能力を育成するカリキュラムや教育方法を開発してまいります。

また、ポンチ絵の下段にありますように、2つ目には、関係機関との連携協力体制の整備を行ってまいります。

具体的には、地域と学校の連携を担うコーディネーターを配置し、実践に基づく学びが推進される支援体制について研究を行ってまいります。

4ページにお戻りください。

3の事業効果ですが、本事業の実践とその成果を検証することで、義務教育段階にて育成された資質・能力をさらに発展させながら、能力・適性、興味・関心等に応じた多様な学びの実現を推進することができると考えております。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

まず、繰越明許費補正につきまして御説明いたします。

令和4年6月県議会定例会提出議案、議案第1号の6ページをお開きください。

それでは、下から3段目の(項)保健体育費、事業名、練習環境整備事業8,400万円の繰越しをお願いするものでございます。

これは、令和3年度から整備を進めております宮崎県総合運動公園の自転車競技場におきまして、既存施設の解体工事の工法検討等に日時を要したことにより、繰り越すものであります。

続きまして、資料は代わりますが、常任委員

会資料6ページをお願いいたします。

議案第5号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

1、改正の理由ですが、令和9年度に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けまして、延岡市で整備を進めております、新宮崎県体育館につきまして使用料を定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

2、改正の内容であります(1)利用者が使用料を納める公の施設として、新体育館を新たに追加するものであります。

続きまして、(2)利用者が新体育館を利用する場合の使用料として、その金額等を追加するものであります。

右側7ページを御覧ください。使用料の一覧を掲載しております。

上段から、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニングルーム、その右側に会議室の各施設使用料を、さらに左下に、附帯設備器具としまして、バスケットボールゴールなどの器具や、その右側に放送設備、照明設備、空調設備などの使用料を、現在の県体育館や延岡市民体育館の状況等を参考に定めております。

左側の6ページにお戻りいただきまして、(3)既存の県体育館を利用される児童生徒の定義を記載のとおり改めるものであります。

これは、学校に在学する方に加えまして、未就学の方、例えば、保育園児なども児童生徒と同じ料金区分にするため、改正するものであります。

なお、今回追加します新体育館の使用料につきましても、児童、生徒に未就学の方を含める形で規定しております。

最後に、3、施行期日ではありますが、新体育

館に関する規定につきましては、今後、規則で定める日としております。

ただし、先ほど御説明いたしました、既存の県体育館を利用される児童、生徒に関する規定につきましては、公布の日から直ちに施行することとしております。

続きまして、同じく常任委員会資料8ページをお開きください。

議案第8号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1、改正の理由であります。先ほど議案第5号で御説明しました新体育館につきましても、教育関係の公の施設として定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。1) 県民の利用に供するため、新体育館を教育関係の公の施設として追加するものであります。

2) 新体育館を指定管理者に管理を行わせることができる施設として、追加するものであります。

後ほど、御報告させていただきますが、新体育館につきましては、現在の県体育館等と同様に、指定管理者による管理運営を行う方針でありますので、今回、改正するものであります。

3) 指定管理者が利用者から収受する利用料金につきましては、上限となる基準を定めるものであります。

これにつきましては、7ページにお戻りいただきまして、先ほど御覧いただきました使用料一覧表を御覧いただければと思います。

新体育館につきましては、当課が所管しております総合運動公園等と同様に、利用者から収受する料金を指定管理者の収入とすることができる利用料金制度を導入する方針としておりますが、その利用料金の基準となる上限として、

御覧の一覧表の金額を定めるものであります。

今後、指定する指定管理者は、この基準に従い、この一覧表以下の金額で実際に徴収する金額を定め、管理運営を行っていくこととなります。

8ページにお戻りいただきまして、4) 既存の県体育館を利用される児童生徒の定義を記載のとおり改めるものであります。内容につきましては、先ほど御説明しましたものと同様であります。

3、施行期日につきましても、議案第5号とほぼ同様であります。4の準備行為にありましますように、新体育館の指定管理に関し、必要な行為は公布の日から行うことができることとしております。

○河野委員長 執行部の説明が終わりました。

議案等についての質疑はありませんか。

○日高委員 4ページでございますけれども、多様な学びということで、コーディネーターを使って、地域との連携ということなんです。本当に大事なことだと思っておりますけれども、これは飯野高校でいろんな活動されて、その後の流れというのは、どういうふうに流れていくのでしょうか。

○高橋高校教育課長 本事業につきましては、普通科教育改革の新しい学校の魅力づくりという中で、文部科学省が今回、事業を立ち上げまして、国の公募に飯野高校が手を挙げたものでございます。

モデル校という形で研究をしておりますので、まずはしっかりと飯野高校で3年間、カリキュラムでありますとか、あるいは関係機関との連携という部分を研究してまいりまして、またその間にそれぞれの地域のニーズ等も踏まえながら、新たな学科等の可能性についても、しっ

かりと検討してまいりたいと思っております。

○日高委員 昔、西米良に行ったときに、その地域の方が、「日高さん、頭がいい子は、できのいい子は村に戻ってきてくれんとよね」と言われて、地域愛をしっかりと学んでほしいというふうな話をされていました。この多様な学びの取組の中で地域愛も学べるんじゃないかなと思っております。ぜひ、これを宮崎県で広げていただきたい。DXというのもアナログをしっかりとデジタルでマックスで活用していくというのがDXだと思いますので、その部分でDXをしっかりと使っていく。子供たちがこの地域に残って、活性化していきたいんだというような形の教育をしっかりと進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○高橋高校教育課長 今のお話どおりだと思います。地域の声をしっかりと聞きながら、この事業が本当に様々な形で広がっていくように、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○井本委員 飯野高校の多様な学びというのは、地域社会に関する学びを多様な学びと言っているわけですか。

○高橋高校教育課長 飯野高校で展開します事業としましては、地域と連携する学びということで、実際に行いますのは、例えばグローバル競争探究というようなものの中で、1週間フィールドに出て、地域の方々から様々なことを学ぶような授業を続けていき、地域に学ぶ学習をカリキュラムに位置づけていく、そういう研究でございます。

○井本委員 それが多様な学びでしょうか。

○高橋高校教育課長 普通科では、一律で画一的な授業が行われているのではないかというような意見が全国的にありまして、今回、普通科

の改革の中で、学際領域に関する学科、そして地域社会に関する学科という2つの領域において、新しい学科を設置することが可能となっております。

この中で飯野高校は地域社会に関する学科ということで、地域と連携した多様な学びを進めていくということで、研究を行う予定にしております。

○井本委員 多様な学びを目指すというのは悪いことじゃないんですけれども、現代のグローバルズムとか、そういうものに対応するために、こういうことを考えたんだろうと思います。それがこの地域との関連において、どのようにカリキュラムが開発されるのかがびんとこないんですけれども、その辺はどうですか。

○高橋高校教育課長 地域の専門性のある方々や大学の先生方等にも入っていただき、地域の課題をいろんなツールや知恵をいただきながら解決していくようなカリキュラム開発をしていくということでございます。

○井本委員 目指すところは何ですか。

○高橋高校教育課長 先ほども申し上げましたが、普通科教育は、一律で画一的な学びになっているのではないかと。そして、今現在は各地域において様々な課題もありまして、普通科教育においても、専門教育とは違った視点で地域の課題に取り組むべきではないかということで、今までの教科指導的なものだけではなく、フィールドに出て探究的な学びをすることで、課題解決力やプレゼン能力、イノベーション力などの力をつけていくことが目的でございます。

○井本委員 目的と今言った手段とが本当にマッチしているのでしょうか。どうもぴんときません。

○高橋高校教育課長 大事な視点だと思います。

この3年間は、地域とともに、普通科というフィールドの中で、生徒一人一人にどうしたらイノベーション力でありまうとか批判的思考力が身につけられるのかをカリキュラムの中でしっかりと検証していく期間だと思っております。

○井本委員 今からということですか。

○河野委員長 関連で質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○加塩財務福利課長 財務福利課でございます。

令和3年度の宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

別冊の県議会定例会提出報告書の17ページをお開きください。

17ページの下から4段目でございます。事業名、県立学校老朽化対策事業でございます。

これは、県立学校の建物の老朽化対策における受水槽の改修工事等におきまして、関係機関との調整に日時を要したことによりまして、繰り越したものでございます。

繰越額は1億580万3,000円でございます。

○高橋高校教育課長 高校教育課でございます。

同じく17ページ、今の下の段を御覧ください。

事業名、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業であります。

これは、宮崎海洋高校の実習船であります進洋丸の代船建造工事において、国の交付決定の関係により、工期が不足することから繰り越したものであります。

繰越額は16億6,312万5,000円でございます。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

同じ資料の今の説明の下の段、事業名、練習環境整備事業であります。

これは、宮崎県総合運動公園で整備を行います補助球技場の照明新設工事や、宮崎工業高校で整備を進めております水球プールの新設工事などにおきまして、国の補正予算の関係や資材の入手困難などによりまして工期が不足したことから、繰越したものであります。

繰越額は4億279万9,000円でございます。

○高橋高校教育課長 高校教育課でございます。

令和3年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

同じ資料、23ページをお願いいたします。

下から2段目でございます。事業名、産業教育の充実に向けた教育装置整備事業であります。

これは、農業、工業、商業などの職業系専門高校において、老朽化した実習装置等の更新や、デジタル化に対応した実習装置を導入するものでありますが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、半導体などの海外製部品の納品に日時を要したことから、年度内の完了が困難となりまして、事故繰越となったものであります。

繰越額は2億7,512万円でございます。

○押川スポーツ振興課長 先ほど説明がありました、同じく23ページの下段、事業名、競技用具等整備事業であります。

これは、競技用具の購入におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外製部品の納品が年度内に完了しませんでしたことから、事故繰越となったもので、繰越額は165万円でございます。

○河野委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中尾教育政策課長 常任委員会資料の9ページを御覧ください。

次期宮崎県教育振興基本計画の策定について報告いたします。

1の現計画の概要にありますとおり、現在の計画は、令和元年6月に策定したものであり、計画の期間は、令和4年度までとなっております。

また、この計画は、県総合計画の人づくり分野に係る部門別計画に位置づけられておりまして、手続といたしましては、教育委員会と県議会の議決を経て策定されるものであります。

2の国及び県の動向にありますように、国は、第4期教育振興基本計画の策定作業を現在行っております。

また、新学習指導要領の実施も、順次進められているところであります。

県は、現在、県総合計画の策定作業を開始しておりまして、長期ビジョン策定後、9月以降アクションプランの策定作業を行う予定となっております。

これらの状況を踏まえながら、新しい県教育振興基本計画を策定したいと考えております。

なお、策定体制につきましては、4にありますように、基本的には、4年前の策定時の体制を踏襲いたしまして、外部有識者等で構成します計画策定懇話会を設置するとともに、事務局内に、策定委員会と実務的な作業を行うワーキンググループを置き、市町村教育委員会や関係団体、高校生等との意見交換も行い、広く県民からの御意見もいただきながら策定作業を進め

てまいりたいと考えております。

最後に、策定スケジュールであります、5にありますように、7月以降、市町村教育委員会等との意見交換や懇話会などを行い、翌年2月を目途に計画素案をまとめ、パブリックコメントを経て、来年度6月議会へ計画案を提出する予定としております。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

同じ資料の10ページをお開きください。

新宮崎県体育館に係る指定管理者の指定についてであります。

先ほど議案の中で御説明いたしました新宮崎県体育館に関しまして、今後の指定管理者選定に向けての募集方針やスケジュール等につきまして、御報告いたします。

1、施設の概要についてであります、この新体育館は、現在の延岡市民体育館の敷地に整備中であり、メインアリーナ、サブアリーナのほか、多目的室やトレーニングルーム、会議室などを備えた施設であります。

このうち、サブアリーナが来年5月に供用開始予定でありますことから、今年度中に指定管理候補者の選定等の手続を進めるものであります。

2の募集方針(案)の(1)業務の範囲につきましては、記載のとおりでございます。

(2)指定期間であります、令和5年4月1日からの5年間を予定しております。

(3)基準価格であります、これは、県が指定管理者に支払う指定管理料の上限となる額であり、この基準価格の範囲内で、今後、申請者から金額の提案を求めることとなります。

年度ごとに額が異なりますのは、令和5年度は、年度途中の5月からサブアリーナを供用開

始予定であり、その後、令和7年度も、年度途中からメインアリーナを供用開始予定としており、施設整備の状況により、費用が異なるためであります。

(4) 利用料金は、指定管理者の収入となりますが、各年度ごとの利用料金収入の総額が、表にあります基準額を上回った場合は、その上回った額の2分の1を県に納付することとしております。

なお、年度ごとに基準額が異なりますのは、

(3) 基準価格と同様、施設整備の状況が異なるためであります。

(5) 募集概要であります。募集期間は、本年7月7日からの約2か月間を予定しており、申請者向けの説明会を行うとともに、11ページに記載しておりますが、県公報などで広報を行い、広く情報提供に努めてまいります。

(6) 申請者の資格要件であります。①の県内に事業所もしくは事務所を要することなど、8項目としております。

(7) は複数の団体による共同申請の留意事項を示しております。

(8) 選定についてであります。2段目にありますように、まず、スポーツ振興課で書類審査を行った後、学識経験者等の外部委員で構成される選定委員会におきまして、申請者からヒアリングを実施し、候補者を選定します。

最後に、教育委員会及び総務部の職員で構成される選定会議で確認を行い、候補者を1団体選定いたします。

12ページをお開きください。

②選定委員会、③選定会議の委員構成となっております。

(9) 選定基準は、①住民の平等な利用が確保されることなど、5項目としており、(10) 審

査項目及び配点につきましては、次のページにまたがっております表のとおりであります。

13ページを御覧ください。

最後に、3、スケジュールについてありますが、今月8日に第1回選定委員会を開催し、募集方針等の検討を行ったところであります。

今後は、7月7日から募集を開始し、9月下旬に第2回選定委員会を、また、10月上旬に選定会議をそれぞれ開催し、指定管理候補者を選定する予定であります。

その後、10月の定例教育委員会での議決を経て、11月定例県議会に指定議案を提出し、議決をいただいた後、指定管理者として決定することとなります。

○河野委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○図師委員 9ページの教育振興基本計画について、国も第4期の基本計画を策定中ということなんですけれども、この中に恐らく織り込まれてくる、織り込まれなくとも、国の教育機会確保法の中に出てくるフリースクールとか夜間中学などの「多様な学びの場」の創設に関して、今、県内には1,700人を超える不登校の子供がおりますので、県独自の対策、色というものを、この計画の中にぜひ落とし込んでいただければと思いますが、そのあたり、何かお考えがあればお聞かせください。

○中尾教育政策課長 基本計画の中身につきましては、市町村教育委員会であるとか、各種団体との意見交換、また懇話会を通じて内容を固めていきますけれども、今委員がおっしゃったような、多様な学びの問題や国が進めているGIGAスクール構想、職員の働き方改革など多様なテーマがございますので、そのあたりも十

分踏まえながら、計画を策定していきたいと考えております。

○**図師委員** よろしく申し上げます。

○**井本委員** 今の話ではないけれども、最終的にどういった人間をつくり上げるかという、その辺はしっかり目的を持って、そしてそれに対してふさわしい手段を構築していくことはとても大切だと思うんです。目的やどういった人間をつくりたいというような素案か何かはできていますか。

○**中尾教育政策課長** 具体的な方向性等につきましては、今後いろんな団体等と意見交換、整理をしていきたいと考えております。今委員のおっしゃったとおり、最終的なゴールというところは、十分大事な視点だと思いますので、そのあたりも踏まえて計画をつくってまいりたいと考えております。

○**井本委員** この頃、広がっている国際バカロレアやイエナプランなんていうのをこの計画に入れるとかは、審議してからのことだろうけれども、イエナプランって、何だろうかと調べてみると、個別の教育を中心として、人それぞれに合った教育をやるということらしいです。最終的な教育というのは、個人個人の能力に合った教育が一番いいだろうと私も思うんです。その辺のスタンスというのは、この計画に入るのかなと思って、できたらその辺も入れていただきたいと思います。

○**中尾教育政策課長** 具体的な検討については、これからになりますけれども、新学習指導要領の中でも、主体的・対話的で深い学びでありますとか、育成を目指す資質・能力の観点とか、社会に開かれた教育課程といったようなポイントもございますので、国が示す新学習指導要領のポイント、そういった方向性等も踏まえなが

ら、具体的内容を検討してまいりたいと考えております。

○**井本委員** 文部科学省というのは、外国にはないんですよ。外国ではそれぞれの学校で勉強する内容を決めている。日本の場合はこんな勉強しなさいと持ってきて、いかにもおかしかろうと、全体主義的発想というか。本来、学問は自由で、今から新しいものをつくり上げていかないといけないものに対して、上からこうやりなさいということ自体が、私は学問としては成立してないと思っているんです。

だから、文部科学省が示すものの中でやるという発想ではなく、我々日本人、宮崎県人として、そういうものをつくり上げてほしいなという気がする。

○**中尾教育政策課長** 振興基本計画は、教育基本法に定めがありまして、国がつくる計画を参酌しながら、地方公共団体はその地域の実情に応じて計画を定めることになっております。

もちろん国の計画を参酌するということは大事ですけれども、地域の実情に応じた部分というの、この計画の中で反映をしていきたいと考えておりますので、御意見等を参酌したいと考えております。

○**井本委員** 分かりました。

○**日高委員** 関連で、9ページに記載の働き方改革の推進、教職員定数の改善についてです。

我々議員もいろんな要望を受けますが、要望に来られる人たちは、ネガティブというか、本当に心配性で、そういう方の話を聞くには、自分たちがネガティブになっちゃいけないというか、気持ち的にしっかり持つておかないといけない。

先生もそうだと思うんです。先生が、例えばパワハラとかいろいろ悩んでる状態では、子供

たちの悩みなんか聞けないと思う。そういうことを考えると、先生たちがゆとりを持てる環境ができるのが一番大事なのかなとすごく思っています。先生もそれぞれ家庭がありますので、学校長、教頭がしっかりと先生たちの悩みを聞いたりするなど、そういう部分もしっかりと確立していただけると、子供たちも相談しやすい環境ができるのかなと思いますので、その部分をしっかりと作り上げていただきたいと思えます。要望です。

○中別府教職員課長 働き方改革ということで御意見をいただきました。働き方改革の目的は、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境の実現です。先生方もいろんな悩みを抱えていますので、その悩みを管理職がしっかりと聞く時間を確保することも働き方改革の中の大きな取組となっております。

この働き方改革については、今年度、その内容を再検討してまいりますので、御意見を十分に生かした形で、学校でそういう対応ができるように準備したいと思います。

○河野委員長 関連の質疑はないでしょうか。

それでは、請願の審査に移ります。

継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」について、執行部からの説明はありますか。

○中別府教職員課長 この請願に関する説明については特にございませぬ。

○河野委員長 それでは、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 その他で何かございませんか。

○函師委員 保護者から相談があった件をお伝えしたいんですけども、どこの誰とは言いま

せんが、悪いことじゃないです。高校で部活動の指導を一生懸命されている先生がいまして、高校生だけじゃなくて、地域の中学校まで足を運ばれて、大会とか練習とか見に行かれて、伸びそうな子供に、ぜひうちの高校に来てこの部活動をしなさいと声をかけ、保護者のところにも行って、私に預けてくださいと。きっと伸ばしていい成績を収められるような指導していきますからと、地域に出てまで信頼関係をつくられている先生がいらっしゃいます。その先生の熱意に生徒も保護者も引かれて、そこの高校に進学された途端、その先生が転勤になったと。何なんだと。せっかくこの高校で伸ばしていきける子供たちが、伸び伸びと部活動ができると思った途端のことだったので、非常に落胆されてる保護者が複数人いらっしゃって、何とか戻してもらえないだろうかという相談を受けたところでした。

それは一つの例として、宮崎は2巡目国スポが来るわけです。競技力向上に一生懸命取り組まれてる指導者や学校の先生がいらっしゃる中で、ただ年数が来たからとか、そろそろ管理職に上がる必要があるからとかいう、エスカレーター式の人事ではなく、そういう実績をちゃんと評価されて、またその先生も別に転勤したくて行ったんじゃない。ただ私が育てた子供たちがいるから、先輩がいるから、君たちもちゃんと伸びるよと言ったものの、本当は残りたかったんだってことを言われて、そういうのをうまくもっと組んだ人事というのを、特に国スポまでのこの5年は、しっかりされたほうがいいんじゃないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○中別府教職員課長 御意見ありがとうございます。部活動に絡む人事について様々な保護者

からのお話等が出ているのかなと思います。特に今、委員からありました部活動で、年数が来たら機械的に異動をしてしまうということですが、人事異動につきましては、校長の学校経営方針、県の人事異動方針に従って、適切にやっていっております。ただ、このような御意見があるということも十分承知しております。

国スポ等に向けて、今後5年間の県全体の競技力向上も含めて、校長の意見を十分に聞きながら、丁寧な人事異動を進めていきたいと思っております。

○**図師委員** また個別に御相談させてください。

○**河野委員長** よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時0分再開

○**河野委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございます。委員会日程の最終日に行くことになってますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野委員長** それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時0分散会

令和4年6月23日(木曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	佐藤雅洋
委員		徳重忠夫
委員		井本英雄
委員		日高陽一
委員		田口雄二
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前
に、賛否も含め御意見をお伺いいたします。

暫時休憩します。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきま
しては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括が
よろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、一括して採決いたし
ます。

議案第1号、議案第2号、議案第5号及び議

案第8号につきましては、原案のとおり可決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、
議案第1号、議案第2号、議案第5号及び議案
第8号につきましては、原案のとおり可決すべ
きものと決定いたしました。

請願のほうに移りたいと思います。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染
症から子どもを守り学ぶ権利を保障するため
に少人数学級を求める請願」についてであり
ますが、この請願の取扱いも含め、御意見をお願
いいたします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 よろしいですか。それではお諮
りいたします。請願第6号を継続審査とするこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 挙手多数。よって、請願第6号
は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望
等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副
委員長に御一任いただくことで御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、10月19日から21日金曜日に実施予定の県外調査につきまして、4月の初委員会では、東京都のeスポーツの高校と国際バカロレアに関する調査の提案がございましたが、そのほか、何か御意見、御要望がありましたらお出しいただきたいと思います。

お手元に配布の調査実施状況も参考にさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時8分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月19日の閉会中の委員会で、改めて御意見をいただきます。

次に、7月19日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時8分休憩

午後1時13分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日の閉会中の委員会につきましては、フリースクール関係で視察等行う内

容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時14分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也

